復興庁令・省令

○復興庁・厚生労働省令第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和七年厚生労働省令第百十七号）の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年一月七日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年内閣府厚生労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五条　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る薬局であって薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一条第一項第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市にある場合においては、市長。次項において同じ。）が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同条第一項第十号イ、第十一号ロ、第十二号ロ及び第十四号ホの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。 ２　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る店舗であって薬局等構造設備規則第二条第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同条第十号ロ、第十一号ロ及び第十三号ハの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。	**第五条**　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る薬局であって薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一条第一項第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市にある場合においては、市長。次項において同じ。）が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同令第一条第一項第十号イ、第十号の二ロ、第十一号ロ、第十二号ロ及び第十三号ホの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。 ２　前条第一項の認定を受けた復興推進計画に定められた薬局等整備事業に係る店舗であって薬局等構造設備規則第二条第四号に掲げる基準を満たさないもののうち、その所在地の道県知事が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、同号並びに同条第十号ロ、第十一号ロ及び第十二号ハの規定は、前条第二項の期間が満了する日までの間は、適用しない。

附　則

この命令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

法規的告示

○財務省告示第三号

山口県平生港は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条第三項の規定により令和八年一月一日から開港でなくなったので、同項の規定に基づき告示する。

令和八年一月七日

財務大臣　片山さつき

○厚生労働省告示第三号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年一月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次に掲げる額とする。 一　（略） 二　福島県の支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、十六億三千七百十六万九千円 三　石川県の支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、七千二百二十一万千円	健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次に掲げる額とする。 一　（略） 二　福島県の支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、十四億八千百一万五千円 （新設）

その他告示

○外務省告示第三号

令和七年十月八日にウランバートルで、日本型工学系高等教育による技術者育成環境整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　日本型工学系高等教育による技術者育成環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十八億六千九百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　井川原賢在モンゴル大使
モンゴル側　ボルド・ジャブフラン大蔵大臣

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充